

## 運用

### 次の要件をすべて満たすことが必要

- 1 3つ以上の運用商品を選択肢として提示  
(少なくとも1つは元本確保型の商品が選択肢として含まれることが必要)
- 2 3ヶ月に1回以上の預替えの機会がある
- 3 運用商品に関する十分な情報提供が行われる

## 加入者の保護(企業・関係業者等の行為準則)

企業や関係業者について、次のような責務や禁止行為を定め、加入者の保護を図る。

	違反した場合の取扱い		
	罰則	行政処分	民事責任
加入者に対する忠実義務		○	○
個人情報の保護義務		○	○
専門的知見に基づく運用商品の選定 (エキスパート・ルール)		○	○
自己または第三者の利益を図る行為の禁止		○	○
利益補填や損失負担の禁止	○	○	○
故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる 行為の禁止	○	○	○

(注)「行政処分」とは、企業や関係業者などに対する立入検査、業務改善命令など。

※米国ERISA法(Employee Retirement Income Security Act、従業員退職所得保障法)では包括的に受託者としての責任を規定。ペナルティーは民事責任のみ。

## ポータビリティ

加入者が離転職した場合には、年金資産を転職先の企業型年金や個人型年金に移換する。